

第140回

定時株主総会 招集ご通知



2021年6月29日（火曜日）午前10時

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
当社本社

(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出来る限り書面による事前の議決権行使にご協力の程お願いいたします。

また、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------|
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

本年も株主総会後の懇話会を中止させていただきます。

また、株主総会ご出席者へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 西島製作所

証券コード 6363

目 次

招集ご通知	2
事業報告	3
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告書	25
株主総会参考書類	31

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.torishima.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①事業報告(新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針)

②連結計算書類(連結株主資本等変動計算書、連結注記表)

③計算書類(株主資本等変動計算書、個別注記表)

◎当日当社では軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.torishima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

証券コード 6363
2021年6月8日

株 主 各 位

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号

株式会社 西島製作所

代表取締役社長 原田耕太郎

第140回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第140回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症拡大防止のため、出来る限り書面によって議決権を行使いただきますよう株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月25日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号 当社本社
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第140期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査等委員会の第140期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度末における世界経済は、欧米先進諸国を中心に、ワクチン接種の普及により景気回復の兆しが見えてきましたが、当連結会計年度の大半は、断続的なロックダウン等により、停滞感に支配された状態で推移しました。比較的早期に抑え込みに成功した中国では、一足早く回復基調に入りましたが、米中貿易摩擦の深刻化という懸念事項を抱えています。世界的には、変異ウイルスの拡散、パンデミックの未収束地域が残存することに加え、地政学上のリスクの継続等も含めて、不透明感は未だ拭えていません。

わが国では、欧米のような感染爆発には至りませんでした。感染拡大と緊急事態宣言を繰り返している状況です。製造業は災害対策などのインフラ整備に伴う公共投資の増加など比較的堅調ではありますが、自粛要請の影響でサービス・旅行関係といったサービス支出などを中心に個人消費（内需）は減少しております。海外においても景気回復がようやく端緒についたところで、輸出の回復も鈍化している状況であり、景気回復の見通しは不透明な状況にあります。

当ポンプ業界は、世界的な人口増加に対応するための水資源を中心としたインフラ整備や、老朽化した設備の更新、異常気象に対応した集中豪雨対策など、ポンプに対する底堅い需要は今後も継続すると見込まれるものの、カーボンニュートラルによる火力発電所の減少による高温高圧ポンプの需要減少や、今回の新型コロナウイルス感染症による景気悪化などにより、世界的に投資計画が見直され、受注環境が大きく変化する可能性があります。

このような状況下、当社グループは、社員の安全を確保し、エッセンシャルなインフラ企業としての社会的要請に応じてまいりました。この結果、当社グループの当連結会計年度の受注高は49,055百万円（前連結会計年度48,824百万円比100.5%）となりました。

これを需要先別に見ますと、官公需は20,504百万円（前連結会計年度18,813百万円比109.0%）、民需は9,623百万円（前連結会計年度9,339百万円比103.0%）、外需は18,928百万円（前連結会計年度20,672百万円比91.6%）となりました。

当連結会計年度の売上高は50,787百万円（前連結会計年度47,126百万円比107.8%）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては48,908百万円（前連結会計年度50,640百万円比96.6%）を来期以降に繰り越すことになりました。

（当連結会計年度）2020年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（ ）内構成比%

需 要 先 / 区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
官 公 需	20,504 (41.8)	19,682 (38.8)	15,808 (32.3)
民 需	9,623 (19.6)	9,297 (18.3)	6,724 (13.8)
外 需	18,928 (38.6)	21,807 (42.9)	26,374 (53.9)
計	49,055 (100.0)	50,787 (100.0)	48,908 (100.0)

（前連結会計年度）2019年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（ ）内構成比%

需 要 先 / 区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
官 公 需	18,813 (38.5)	16,412 (34.8)	14,987 (29.6)
民 需	9,339 (19.1)	9,387 (19.9)	6,399 (12.6)
外 需	20,672 (42.4)	21,326 (45.3)	29,253 (57.8)
計	48,824 (100.0)	47,126 (100.0)	50,640 (100.0)

当連結会計年度の営業利益は、インフラ整備などの公共事業が増加したことなどにより売上高が増加したこと、コロナ禍の影響で旅費交通費など固定費が大きく減少したことなどにより、3,591百万円（前連結会計年度は1,220百万円）となりました。

経常利益は、営業外収益として為替差益240百万円が発生したことなどにより4,612百万円（前連結会計年度は1,324百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、保有する投資有価証券の圧縮を行ったことなどにより、特別利益として投資有価証券売却益110百万円、特別損失として投資有価証券売却損150百万円が発生したことにより3,353百万円（前連結会計年度は543百万円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、既存設備の更新、機械の増強及び新本社工場ビルの建設等に総額2,450百万円を実施し、自己資金及び借入金等で賄っております。なお、新本社工場ビルへの投資額は、総額で4,344百万円となりました。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

年 度 区 分	2017年度 (第137期)	2018年度 (第138期)	2019年度 (第139期)	2020年度 (第140期) (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	42,233	51,768	48,824	49,055
売 上 高 (百万円)	45,381	48,154	47,126	50,787
経 常 利 益 (百万円)	1,549	2,275	1,324	4,612
親会社株主に 帰属する (百万円) 当期純利益	854	2,183	543	3,353
1株当たり 当期純利益 (円)	31.50 (注)1	80.18 (注)1	20.07 (注)1	126.47 (注)1
総 資 産 (百万円)	71,171 (注)2	72,674 (注)2	72,961 (注)2	79,185 (注)2
純 資 産 (百万円)	34,017	34,947	33,470	37,609
1株当たり 純 資 産 額 (円)	1,240.33 (注)1	1,270.43 (注)1	1,226.56 (注)1	1,422.14 (注)1

- (注) 1. 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数」は、「株式給付信託（E S O P）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する株式を控除しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第138期の期首から適用しており、第137期に係る総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 対処すべき課題

世界人口は80億人に迫り、水・食料・エネルギーの確保及び効率的な利用は、引き続き地球規模で大きな課題となっており、インフラへの底堅い需要が見込まれていますが、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」）収束の見通しは立っておらず、世界的な投資計画の抑制のおそれなど予断を許さない状況となっております。

現時点におきましては、従業員の感染リスク削減策を実施しながら、生産、施工、サービスの現業部門は変わらず操業し、事務部門の在宅勤務推奨と併せて、従前とほぼ変わらない企業活動を継続しております。ただし、今後の影響につきましてはコロナの収束状況ほか、市場動向なども踏まえて慎重に判断していきたいと考えております。

現時点での2022年3月期の業績見通しは、以下のとおりであります。

〔連結業績〕

売上高	52,000百万円
営業利益	3,600百万円
経常利益	3,800百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,700百万円

（為替レートは1ドル=105円を前提としております。）

※業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

当社は、2050年の前年となる2049年に創業130周年を迎えます。このときに当社が目指す長期ビジョンとしてのありたい姿は「社会に欠かせない企業」です。長期ビジョンを見据えた、創業110周年を迎える2029年までの中期経営計画を「Beyond110」としました。

その期間において、短期ベースの社会貢献事業として「既存技術のダントツ化」を進めます。その具体策として①スーパーエコポンプによる省エネ推進②気候変動対策向けポンプによる減災技術の推進③TR-COMIによるデータに基づくスマートメンテナンスの提供④アンモニアを取扱うポンプの高機能化を図ります。また、同期間の中期・長期ベースの社会貢献事業として、「新技術開発の推進」を進めます。その具体策として、⑤水素・CO₂を取扱うポンプの研究開発を進め、市場への実機投入を目指します。⑥風力発電事業への人・モノ・カネの投入を進め、洋上風力発電を含めたサービス事業の充実を目指します。

これらの事業推進の土台となる基盤は「社員活力の最大化」「ESG経営」と考えております。そして、それらを進める拠点となるのが、2021年4月に本格運用が始まりました、新本社工場ビルと位置付けています。

(4) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、当社と子会社24社及び関連会社4社で構成され、各種ポンプ・ポンププラント、環境装置、風力発電設備、小水力発電設備、メカニカルシール、その他ポンプ関連機器の製造・販売、据付工事・サービス、電気の供給及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としております。

(5) 主要な事業所及び工場 (2021年3月31日現在)

①当社

本社	大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号
支社	東京
支店	大阪、九州（福岡市）、佐賀、名古屋、札幌、仙台、広島、高松、シンガポール、中東（アラブ首長国連邦）、北米（アメリカ）、台湾
営業所	沖縄（浦添市）、横浜、和歌山、三重（四日市市）
出張所	宇部、熊本、徳島
海外事務所	北京（中国）、サウジアラビア、カタール、香港
工場	本社工場（大阪府高槻市）、九州工場（佐賀県武雄市）

②主要な子会社

株式会社九州トリシマ	佐賀県武雄市
酉島ポンプ香港有限公司	中国香港特别行政区
酉島ポンプ（天津）有限公司	中国
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.	シンガポール
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.	インド
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	アラブ首長国連邦
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	イギリス

(6) 企業集団の従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,608名	34名減

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託社員213名及び臨時従業員数の年間の平均人員49名は含まれておりません。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社九州トリシマ	百万円 100	% 100.0	小型ポンプの製造、販売
西島ポンプ香港有限公司	千ホンコンドル 29,675	% 100.0 (100.0)	ポンプ諸機械・プラントの販売及び設計施工
西島ポンプ(天津)有限公司	千元 41,125	% 86.7	ポンプ諸機械の製造、販売
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.	千シンガポールドル 200	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.	千ルピー 65,116	% 100.0 (1.0)	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	千UAEディルハム 4,000	% 100.0 (2.5)	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	千ポンド 10	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス

(注) 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

なお、前連結会計年度において連結子会社であったPT.TORISHIMA GUNA ENGINEERINGは、持分に変更はないものの、実質的支配要件から外れ、当連結会計年度末においては、連結子会社から持分法適用関連会社となったため、重要な子会社から除外いたしました。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	6,083百万円
株式会社日本政策投資銀行	2,928百万円
株式会社三菱UFJ銀行	2,023百万円
日本生命保険相互会社	500百万円
第一生命保険株式会社	500百万円

(注) 上記のほか、主要な借入先として、金融機関7行を借入先とするシンジケートローン(返済期限2025年1月、借入金1,500百万円)、金融機関1行を借入先とするシンジケートローン(返済期限2023年1月、借入金残高500百万円)、及び金融機関2行を借入先とするシンジケートローン(返済期限2026年3月、借入金1,071百万円)があります。なお、この3件のシンジケートローンの主幹事銀行は、いずれも三井住友銀行であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 60,000,000株
②発行済株式の総数 29,512,179株 (うち自己株式2,841,260株)
③株主数 6,391名
④上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人原田記念財団	2,810千株	10.5%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,059千株	7.7%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,445千株	5.4%
株式会社りそな銀行	1,286千株	4.8%
株式会社三井住友銀行	1,266千株	4.7%
株式会社三菱UFJ銀行	666千株	2.4%
株式会社栗本鐵工所	652千株	2.4%
株式会社タクマ	628千株	2.3%
株式会社日阪製作所	619千株	2.3%
西島製作所従業員持株会	615千株	2.3%

(注) 当社所有の自己株式 (株式給付信託分を除く) については、上記上位10名の株主から除外しております。なお、自己株式 (2,841,260株) には、株式給付信託口 (ESOP) が保有する当社株式 (492,300株) は含んでおりません。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員であるものを除く）	25,377株	4名
監査等委員である取締役	7,181株	5名

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告16頁「(3)④取締役及び監査等委員の報酬等 ロ.取締役及び監査等委員に支払った報酬等の総額」に記載しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

2020年5月26日開催の取締役会決議に基づき、2020年5月29日から2020年12月23日にかけて、ESOP信託として609,200株を取得し、2020年6月1日から2021年5月14日にかけて自己株式400,000株を取得しました。2021年5月31日付で、この期間に取得した400,000株の自己株式の消却を実施しました。その結果、発行済株式総数は400,000株減少しました。

(3) 会社役員の状況

①取締役の状況（2021年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 最高執行役員社長	原 田 耕 太 郎	
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	羽 牟 幸 一 郎	経営企画室長兼サポート本部長
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	久 島 哲 也	社会システム本部長
取 締 役 執 行 役 員	高 橋 広 人	総務部長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	福 田 豊	
取 締 役 (監査等委員)	津 田 晃	株式会社TAKARA & COMPANY 取締役
取 締 役 (監査等委員)	伯 川 志 郎	公認会計士
取 締 役 (監査等委員)	秋 山 洋	弁護士法人御堂筋法律事務所 代表社員弁護士 サンスター株式会社 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	井 植 敏 雅	株式会社エンプラス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役 亀田製菓株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 津田 晃氏、取締役 (監査等委員) 伯川 志郎氏、取締役 (監査等委員) 秋山 洋氏及び取締役 (監査等委員) 井植 敏雅氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 津田 晃氏、取締役 (監査等委員) 伯川 志郎氏、取締役 (監査等委員) 秋山 洋氏及び取締役 (監査等委員) 井植 敏雅氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役 (監査等委員・常勤) 福田 豊氏は、長年にわたり当社グループ経理部門において財務及び会計業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 (監査等委員) 伯川 志郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び一定の条件を満たす従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟等に関する損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、故意・重過失の場合には填補の対象としないこととしております。

④取締役及び監査等委員の報酬等

イ. 取締役の報酬に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役会で決定された取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることとし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針について（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月次の固定額の金銭報酬とし、役員報酬の統計情報、従業員給与の水準等を考慮したうえで、前年度の営業利益、経常利益等の業績を勘案し、その対象者の役位、職務内容、業務遂行の結果に基づき、総合的に決定するものとする。

3. 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容及び額又は数の決定に関する方針について（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、毎年、7月に付与する。当社が付与する当該株式の数は、月次の基本報酬を基礎として役職別に規定された係数を乗じて算出した金額を基に決定する。

4. 基本報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬と非金銭報酬割合については、金銭報酬8～9割、非金銭報酬1～2割を一つの目安とし、役位が高い者ほど非金銭報酬割合が高くなるよう設定する。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

個人別の報酬額については、代表取締役社長が起案し、事前に社外取締役全員とで協議したうえで、取締役会に上程するものとし、最終的に取締役会で決議する。

□. 取締役及び監査等委員に支払った報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く）	123百万円	102百万円	20百万円	5名
監査等委員である 取締役	59百万円	53百万円	5百万円	5名
合計	183百万円	156百万円	26百万円	10名

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与16百万円は含まれておりません。
3. 取締役に支払った報酬等のうち非金銭報酬とは、2018年6月28日開催第137回定時株主総会にて導入することが決議された譲渡制限付株式報酬をいい、以下を内容とします。
- 1) 譲渡制限期間として割当日より3年間から30年間を設定、当該期間中における譲渡、担保設定他の処分は禁止されるものとし、当該譲渡制限期間の満了をもって、譲渡、担保権設定他の処分が可能となる特約を設けております。
 - 2) 譲渡制限期間満了前に当該役員が退任した場合は、その退任につき正当な理由がある場合を除き、当社による無償取得を行います。
 - 3) 払い込みの方式として、当社は金銭報酬債権を支給、対象取締役は支給される金銭報酬債権の全部を現物出資として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとします。
4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬20百万円を含んでおります。
5. 取締役（監査等委員）の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬5百万円（うち社外取締役分3百万円）を含んでおります。
6. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額（年額）は、2015年6月26日開催の第134回定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）年額180百万円以内、取締役（監査等委員）年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名、取締役（監査等委員）の員数は3名でした。また、別枠で、譲渡制限付株式報酬限度額（年額）としては、2018年6月28日開催の第137回定時株主総会において取締役（監査等委員を除く）年額30百万円以内、取締役（監査等委員）年額6百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名、取締役（監査等委員）の員数は4名でした。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員に支払った報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額	子会社からの役員報酬等
社外役員	4名	41百万円	—

②他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）津田 晃氏、社外取締役（監査等委員）伯川 志郎氏、社外取締役（監査等委員）秋山 洋氏及び社外取締役（監査等委員）井植 敏雅氏の兼職状況は、前記「(3) ①取締役の状況」に記載のとおりであります。

なお、津田 晃氏及び井植 敏雅氏の兼職先であります株式会社TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷株式会社を通じて当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

秋山 洋氏の兼職先であります弁護士法人御堂筋法律事務所及びサンスター株式会社と当社とは特別の関係はありません。

また、井植 敏雅氏の兼職先であります株式会社エンプラス及び亀田製菓株式会社と当社とは特別の関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

氏 名	社外取締役が果たすことが期待される役割に 関して行った職務の概要	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
監査等委員である取締役 津田 晃	証券業界やベンチャーキャピタル等の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から経営陣から独立した客観的な立場で経営全般について発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。 監査等委員会においても、当該経験と知識・見識に基づき、業務の適正化の観点から発言いただいております。	11回中 11回	11回中 11回
監査等委員である取締役 伯川 志郎	公認会計士としての税務・財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から経営陣から独立した客観的な立場で発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。 監査等委員会においても、その会計に関する豊富な経験と専門的見地に基づき、財務諸表の適正性等の会計的観点を中心に発言いただいております。	11回中 11回	11回中 11回

氏名	社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
監査等委員である取締役 秋山 洋	<p>弁護士としての企業法務・ガバナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、取締役会における合理的判断等について主に法律的地から発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、その法律に関する豊富な経験と専門的見地に基づき、法令改正等の適切なフォローアップ等の観点から発言いただいております。</p>	11回中 11回	11回中 11回
監査等委員である取締役 井植 敏雅	<p>グローバルに事業展開を行っている製造業の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、2020年6月26日に就任以降、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、経営全般について発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、当該経験と知識・見識に基づき、業務の適正化の観点から発言いただいております。</p>	8回中 8回	8回中 8回

(5) 会計監査人の状況

①名称

有限責任監査法人 トーマツ

②報酬等の額

報酬等の額	40百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の従前の職務執行実績及び報酬実績を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積りの算出根拠等を検討した上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の主要な子会社のうち、西島ポンプ香港有限公司、西島ポンプ(天津)有限公司、TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.、TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.、TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.、TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格を有するものを含む)の監査を受けております。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第5項に基づき、会計監査人が同法第340条第1項各号の解任事由に該当する場合、協議のうえ監査等委員である取締役全員の同意により解任いたします。

また、監査等委員会は、その他当社についての監査業務に支障が生じると認められる場合あるいはより適正な監査のために会計監査人を変更することが妥当と判断した場合には、会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する株主総会への提出議案の内容を決定いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 剰余金の配当等の決定方針

当社の配当方針は株主の皆様への安定的配当を継続することを基本とし、新たな成長のための投資に利益を配分すると共に、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、自己株式取得を含む総還元性向で40%を目指してまいります。内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、①省エネ・減災技術やアンモニア・水素・CO₂を取り扱うポンプ・関連機器に関する新技術・新製品開発、②ポンプ等のサービス市場に対応するソフトウェア開発及びサービスネットワーク拡大、③生産性向上・生産能力拡大のための設備投資、④地球環境保全のための環境事業展開等のために有効に投資してまいりたいと考えております。

(2) 当期の剰余金処分

当期の剰余金処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり期末普通配当12円とし、既に実施済みの中間配当金9円を合わせ年間1株当たり21円とさせていただきます。期末配当金の総額は320百万円であります。

(3) 連結配当規制適用会社

当社は、連結配当規制適用会社であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	53,572	流動負債	25,872
現金及び預金	16,799	支払手形及び買掛金	11,440
受取手形及び売掛金	26,265	短期借入金	3,495
商品及び製品	239	未払法人税等	1,114
仕掛品	8,273	前受金	2,858
原材料及び貯蔵品	1,978	賞与引当金	924
前渡金	929	製品保証引当金	822
その他	1,056	工事損失引当金	914
貸倒引当金	△1,971	その他	4,303
固定資産	25,612	固定負債	15,703
有形固定資産	14,544	長期借入金	13,065
建物及び構築物	8,200	繰延税金負債	1,088
機械装置及び運搬具	2,084	役員退職慰労引当金	3
工具、器具及び備品	450	退職給付に係る負債	202
土地	2,386	その他	1,342
リース資産	1,326	負 債 合 計	41,575
建設仮勘定	94	純 資 産 の 部	
無形固定資産	240	株主資本	34,297
ソフトウェア	223	資本金	1,592
その他	17	資本剰余金	7,388
投資その他の資産	10,828	利益剰余金	27,780
投資有価証券	9,189	自己株式	△2,464
長期貸付金	142	その他の包括利益累計額	2,932
退職給付に係る資産	1,221	その他有価証券評価差額金	2,277
繰延税金資産	116	繰延ヘッジ損益	△143
その他	461	為替換算調整勘定	39
貸倒引当金	△302	退職給付に係る調整累計額	758
資 産 合 計	79,185	新株予約権	112
		非支配株主持分	267
		純 資 産 合 計	37,609
		負 債 純 資 産 合 計	79,185

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		50,787
売上原価		37,325
売上総利益		13,462
販売費及び一般管理費		9,870
営業利益		3,591
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	220	
為替差益	240	
持分法による投資利益	131	
受取賃貸料	116	
受取保険金	171	
助成金収入	142	
その他	174	1,230
営業外費用		
支払利息	127	
その他	82	210
経常利益		4,612
特別利益		
投資有価証券売却益	110	110
特別損失		
投資有価証券売却損	150	
減損損失	21	171
税金等調整前当期純利益		4,551
法人税、住民税及び事業税	1,270	
法人税等調整額	△136	1,133
当期純利益		3,417
非支配株主に帰属する当期純利益		64
親会社株主に帰属する当期純利益		3,353

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	43,186	流動負債	23,432
現金及び預金	12,528	支払手形	471
受取手形	1,055	買掛金	10,296
売掛金	21,680	短期借入金	3,432
商品及び製品	135	リース債務	150
仕掛品	7,086	未払金	2,341
原材料及び貯蔵品	888	未払法人税等	900
前渡金	624	未払費用	366
前払費用	268	前受金	2,380
短期貸付金	437	預り金	55
その他	213	賞与引当金	876
貸倒引当金	△1,733	製品保証引当金	782
固定資産	22,456	工事損失引当金	914
有形固定資産	11,684	その他	465
建物	7,032	固定負債	13,951
構築物	348	長期借入金	12,945
機械及び装置	1,391	リース債務	243
車両運搬具	9	繰延税金負債	590
工具、器具及び備品	272	その他	172
土地	2,172	負債合計	37,384
リース資産	363	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	94	株主資本	26,011
無形固定資産	230	資本金	1,592
ソフトウェア	213	資本剰余金	7,617
その他	16	資本準備金	4,610
投資その他の資産	10,541	その他資本剰余金	3,006
投資有価証券	7,701	利益剰余金	19,265
関係会社株式・出資金	2,356	利益準備金	398
長期貸付金	1,124	その他利益剰余金	18,867
前払年金費用	134	固定資産圧縮積立金	397
その他	376	配当平均積立金	1,400
貸倒引当金	△1,150	別途積立金	11,470
資産合計	65,642	繰越利益剰余金	5,600
		自己株式	△2,464
		評価・換算差額等	2,133
		その他有価証券評価差額金	2,277
		繰延ヘッジ損益	△143
		新株予約権	112
		純資産合計	28,257
		負債純資産合計	65,642

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		40,640
売上原価		31,981
売上総利益		8,659
販売費及び一般管理費		6,307
営業利益		2,351
営業外収益		
受取利息	25	
受取配当金	220	
為替差益	96	
受取賃貸料	131	
受取保険金	168	
その他	230	872
営業外費用		
支払利息	89	
貸倒引当金繰入額	141	
シンジケートローン手数料	2	
その他	33	266
経常利益		2,958
特別利益		
投資有価証券売却益	115	115
特別損失		
投資有価証券売却損	146	146
税引前当期純利益		2,927
法人税、住民税及び事業税	936	
法人税等調整額	△126	810
当期純利益		2,116

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社 西島製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西島製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

株式会社 西島製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西島製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第140期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第140期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損うものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社 西島製作所 監査等委員会

監査等委員(常勤)	福	田	豊	Ⓜ
監査等委員	津	田	晃	Ⓜ
監査等委員	伯	川	志郎	Ⓜ
監査等委員	秋	山	洋	Ⓜ
監査等委員	井	植	敏雅	Ⓜ

(注) 監査等委員 津田 晃、監査等委員 伯川 志郎、監査等委員 秋山 洋及び監査等委員 井植 敏雅は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）4名選任の件

現任取締役（監査等委員であるものを除く）原田耕太郎、久島哲也、羽牟幸一郎、高橋広人の4氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして監査等委員会の意見はありません。

取締役（監査等委員であるものを除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 はら だ こう たろう
原 田 耕太郎 (1961年10月2日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
51,949株

〈略歴、地位、担当〉

1984年 4月	(株)大和銀行(現(株)りそな銀行) 入行	2001年 6月	当社常務取締役
1997年 5月	同行信託財産部部長代理		当社営業本部長
1997年 7月	当社入社	2004年 6月	当社代表取締役専務
1998年 8月	当社社長室長	2006年 6月	当社代表取締役社長
1999年 6月	当社取締役		最高執行役員社長(現在に至る)
2000年 8月	当社社長室長兼営業本部副本部長		

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈取締役候補者とした理由〉

2006年6月の代表取締役社長就任以来、経営の中核において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に努めてまいりました。今後さらに、当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠な役割を果たすものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 は む こういちろう
羽 牟 幸一郎 (1967年12月7日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
17,229株

〈略歴、地位、担当〉

1991年 4月	当社入社	2016年 4月	当社常務執行役員技術本部長兼研究開発部長
2009年 4月	当社TGT技術部長	2017年 6月	当社取締役
2011年 3月	当社アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長	2019年 4月	当社専務執行役員経営企画室長兼技術本部長兼研究開発部長
2012年 4月	当社執行役員アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長	2019年 6月	当社代表取締役（現在に至る）
2013年 4月	当社執行役員技術本部長	2020年 4月	当社専務執行役員経営企画室長兼サポート本部長（現在に至る）
2015年 4月	当社常務執行役員技術本部長		

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈取締役候補者とした理由〉

主にエンジニアリングに関する業務に従事するとともに、研究開発部門や海外営業部門の責任者を務めるなど、新製品の企画開発、海外販売力強化に向けた業務に従事し、2020年4月からは管理部門の新たな改革を進めるべく業務を推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3 たか はし ひろ と
高 橋 広 人 (1958年12月10日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉
12,315株

〈略歴、地位、担当〉

2003年 1月	当社入社	2019年 6月	当社取締役（現在に至る）
2014年 4月	当社総務部長		執行役員人事部長兼総務部長
2016年 4月	当社人事部長兼総務部長	2020年 4月	当社執行役員総務部長（現在に至る）
2017年 4月	当社執行役員人事部長兼総務部長		

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈取締役候補者とした理由〉

入社以来、主に風力発電事業及び人事総務に関する業務に従事するとともに、株主総会の運営やIR広報の責任者を務めるなど、株主や機関投資家に向けた取り組みを推進してまいりました。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号

4 ふく だ
福 田

ゆたか
豊 (1951年12月29日生)

新 任

〈所有する当社株式の数〉
16,878株

〈略歴、地位、担当〉

1979年10月	当社入社	2013年 4月	当社CSR推進室長兼内部監査室長
1997年 7月	当社総務部長	2014年 4月	当社内部監査室長
2010年 4月	当社内部監査室長	2014年 6月	当社常勤監査役
2011年11月	西島ポンプ(天津) 有限公司管理本部長	2015年 6月	当社監査等委員(常勤)である取締役 (現在に至る)

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈取締役候補者とした理由〉

主に経理部門、総務部門、内部監査に関する業務に従事し、ガバナンス体制の強化を推進してまいりました。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認された場合は、候補者全員を被保険者として同内容での新規保険契約締結を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

現任監査等委員である取締役 福田豊、津田晃、伯川志郎の3氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 すみ
角

はる ひさ
治 壽

(1954年2月27日生)

新任

〈所有する当社株式の数〉
1,315株

〈略歴、地位、担当〉

1977年 4月 当社入社	2013年 4月 当社執行役員管理本部長
2004年 7月 当社総務部長	2015年 4月 当社執行役員東京支社長
2006年 6月 当社人事部長	2017年 4月 当社執行役員管理本部長
2009年 4月 当社人事総務部長	2019年 4月 当社参与 (監査等委員会事務担当)
2012年 4月 当社執行役員人事総務部長	(現在に至る)

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈監査等委員である取締役候補者とした理由〉

主に管理部門に関する業務に従事するとともに、監査等委員をサポートする業務にも従事してまいりました。このようなことから、これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 やまもと
山本

そうじ
操司

(1960年2月6日生)

新任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉
0株

〈略歴、地位、担当〉

1982年 4月	陽光監査法人入所	2001年 1月	同法人代表社員（シニアパートナー）就任
1985年 3月	公認会計士登録	2020年 6月	EY新日本有限責任監査法人退職
1991年 2月	陽光監査法人 社員就任	2020年 7月	公認会計士山本操司事務所開業 (現在に至る)
1992年 7月	センチュリー監査法人と合併し、「センチュリー監査法人」となる		
2000年 4月	太田昭和監査法人と合併し、「監査法人太田昭和センチュリー」（現EY新日本有限責任監査法人）となる		

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

長年の公認会計士としての税務、財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において有益な提言・助言をいただけることを期待しております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。このようなことから、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 山本操司氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としています。山本操司氏の選任が承認された場合、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合は、候補者全員を被保険者として同内容での新規保険契約締結を予定しております。
5. 当社は、山本操司氏が監査等委員である社外取締役として選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2019年6月27日開催の第138回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任されました中川美佐氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとされており、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なか 中	がわ 川	み 美	さ 佐	(1972年10月21日生)	社外取締役	〈所有する当社株式の数〉 0株
----------------	----------------	---------------	---------------	----------------	--------------	---------------------------

〈略歴、地位、担当〉

2000年 4月	弁護士登録（名古屋弁護士会 （現 愛知県弁護士会））	2017年10月	大阪弁護士会綱紀委員（現在に至る）
2005年 2月	大阪弁護士会登録換え、関西中央法律事務所 所入所（現在に至る）	2018年 6月	(株)サイネックス 監査等委員である社外取締役 （現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

関西中央法律事務所 弁護士
(株)サイネックス 監査等委員である社外取締役

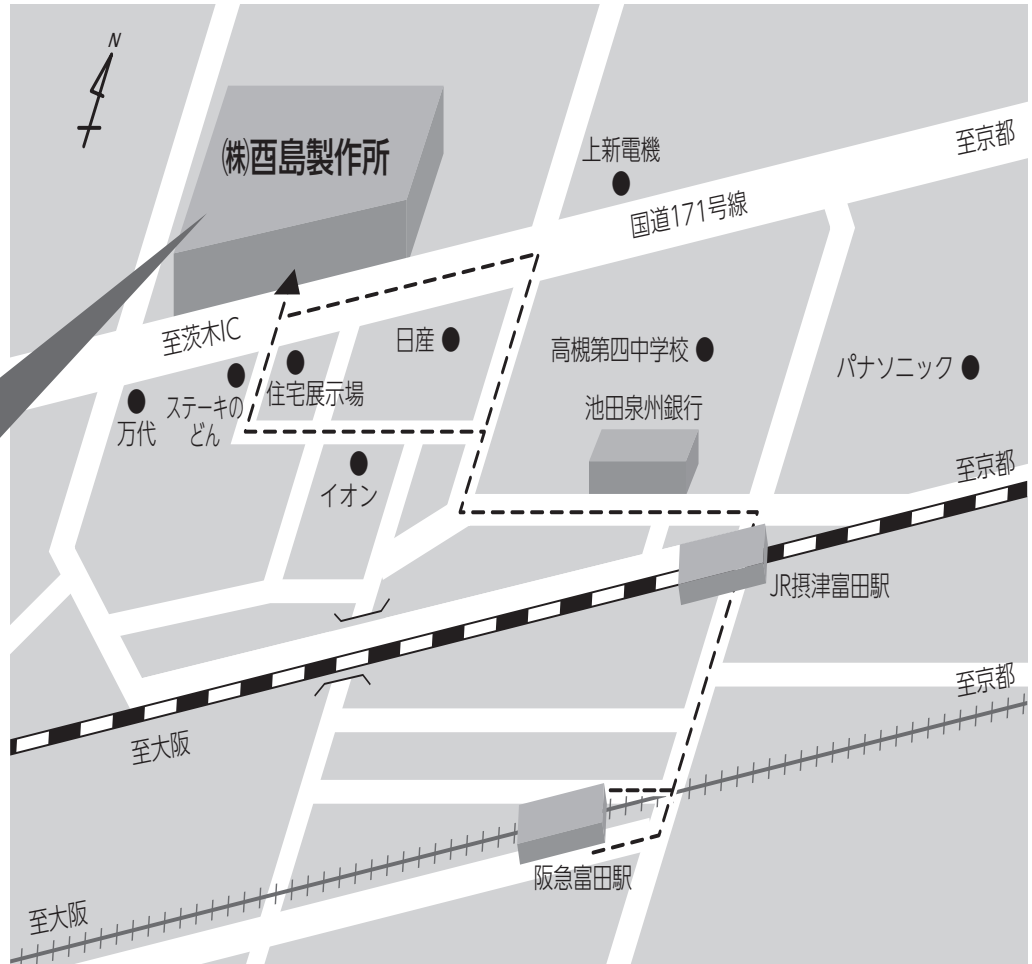
〈補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要〉

弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言をいただけることを期待しています。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。このようなことから、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 中川美佐氏と当社に特別の利害関係はありません。
2. 中川美佐氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、中川美佐氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の14頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者に就任した場合、中川美佐氏も被保険者となる予定です。
5. 当社は、中川美佐氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
6. 中川美佐氏の兼職先であります株式会社サイネックスと当社とは特別な関係はありません。

以上

第140回 定時株主総会 会場ご案内略図



交通のご案内



電車で
来られる方

JR摂津富田駅より徒歩6分山手
阪急富田駅より徒歩10分山手



車で
来られる方

名神高速道路茨木ICより約3km